

一般社団法人日本脳神経外科学会  
理事・監事候補者選出細則

平成 15 年 10 月 1 日制定  
平成 16 年 5 月 15 日改正  
平成 16 年 10 月 6 日改正  
平成 20 年 10 月 1 日改正  
平成 21 年 10 月 14 日改正  
平成 23 年 10 月 12 日改正  
平成 24 年 3 月 1 日改正  
平成 27 年 10 月 13 日改正  
平成 28 年 5 月 30 日改正  
令和元年 8 月 21 日改正

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本脳神経外科学会（以下「この法人」という）の定款第 12 条に基づく役員選出に関し必要な事項を定める。

(定数)

第 2 条 役員は 23 名とし、理事は 21 名、監事は 2 名とする。

(選出方法)

第 3 条 支部において選出された代表者 7 名、学術総会会長候補選出委員会から推薦された次期及び次次期学術総会会長 2 名、計 9 名は職責指定役員候補者とする。

2 役員及び社員（代議員）による無記名連記投票選挙によって選出する役員候補者は 10 名とする。ただし職責指定役員が職責指定者として重複する場合は、選挙によって選出される役員候補者定数を増員する。

3 前項 1. 2 により構成する 19 名の役員候補者の互選により理事長候補者を選出する。

4 前項 3 により選出された理事長候補者は、4 名の役員候補者を指名により選出する。

5 前項 4 により選出された役員候補者 4 名のうち 2 名は監事候補者とする。

(選挙の時期)

第 4 条 選挙は、現任理事の任期終了日の 2 ヶ月前までに実施しなければならない。

(選挙管理)

第 5 条 選挙は、この法人の事務所に設置された選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員は、職責指定により選出される役員候補者及び理事・監事選出細則第 7 条にもとづく被選挙人以外の役員の経験者とする。

(選挙人)

第 6 条 選挙人は、選挙が行われる年の学術総会会期中に行われる社員総会に出席した役員及び社員（代議員）とする。

(被選挙人)

第 7 条 被選挙人は、第 3 条の規定による職責指定役員を除く、任期開始の年の 4 月 1 日現在 65 歳未満の役員及び社員（代議員）とする。

2 代議員に選出された後、任期中に支部を異動し代議員の資格を失った正会員を含めるものとする。

(選挙の公示及び選挙人名簿)

第 8 条 選挙に関する公示は、選挙が行われる年の 6 月 1 日までに行わなければならない。

委員会は前条の被選挙人名簿を7月1日までにホームページに公示する。選挙人は上記名簿に誤記があると認めたときは、選挙が行われる年の8月1日までに委員会に異議の申し立てをすることができる。委員会が異議の申し立てを認めたときは、上記名簿の訂正を行い、これを選挙人に公示しなければならない。

(開票)

第9条 開票は、選挙管理委員が定めた日に、選挙管理委員会が行い、事務局長が補佐する。

(当選者)

第10条 この選挙の当選者は、得票数の多いものから順に定数に達するまでの者とする。

2 定数に達する順位の者が複数のときは、年長者を当選者とする。生年月日が同日の場合は、選挙管理委員会委員長が抽選により決定する。

3 理事と監事は、兼任できない。

(当選者の公示)

第11条 選挙管理委員会委員長は、この選挙の結果を得票数とともに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、選挙結果を選挙人に公示しなければならない。

(欠員の補充)

第12条 役員及び役員候補者に欠員が生じたときは、選挙選出役員及び役員候補者については次点者を、理事長及び理事長候補者指名役員及び役員候補者については理事長及び理事長候補者が指名し、補充する。

(細則の変更)

第13条 この細則は、理事会の承認を受けなければ、変更することができない。

附 則

1 定款第15条にもとづき、役員の任期は2年とする。ただし理事長の再任については、連続3期までとする。